府　令

○内閣府令第三十五号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）及び資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、仮想通貨交換業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

仮想通貨交換業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（仮想通貨交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第一条　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
暗号資産交換業者に関する内閣府令	仮想通貨交換業者に関する内閣府令
目次	目次
第一章　総則（第一条―第十二条）	第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　業務（第十三条―第三十二条）	第二章　業務（第十二条―第二十五条）
第三章　監督（第三十三条―第三十九条）	第三章　監督（第二十六条―第三十一条）
第四章　雑則（第四十条―第四十四条）	第四章　雑則（第三十二条―第三十六条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この府令において「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。	**第一条**　この府令において「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨の交換等」、「仮想通貨交換業者」、「外国仮想通貨交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「仮想通貨交換業務」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨の交換等、仮想通貨交換業者、外国仮想通貨交換業者、認定資金決済事業者協会、仮想通貨交換業務又は銀行等をいう。
２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	２　この府令において「仮想通貨交換業に係る取引」とは、法第二条第七項各号に規定する行為に係る取引をいう。
一　暗号資産交換業者等　暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等を業として行う者をいう。	
二　暗号資産交換業に係る取引　法第二条第七項各号に掲げる行為に係る取引をいう。	
三　暗号資産交換契約　法第六十三条の九の三第一号に規定する契約をいう。	
四　委託等　媒介、取次ぎ又は代理の申込みをいう。	
五　受託等　媒介、取次ぎ又は代理の申込みを受けることをいう。	
六　暗号資産信用取引　暗号資産交換業の利用者に信用を供与して行う暗号資産の交換等をいう。	
七　履行保証暗号資産　法第六十三条の十一の二第一項に規定する履行保証暗号資産をいう。	